

一般競争入札公告

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので公告します。

令和 8 年 10 月 1 日

事業実施者：前田利用組合



1 入札に付する事項

- (1) 事業実施者 前田利用組合 代表 前田 昌浩
- (2) 補助事業名 スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業
- (3) 調達する物品の概要 コンバイン
- (4) 納入の場所 北海道河東郡音更町字万年西3線32番地
- (5) 納期 令和9年3月12日（事業上の各種手続きを考慮した日程）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共通事項

次に掲げる要件に該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により音更町の一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

イ 暴力団関係事業者等であることにより、音更町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

ウ この公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、農林水産省、音更町その他地方公共団体から指名停止を受けていない者であること。

エ 調達する物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

(2) 入札に参加する場合

上記（1）共通事項に掲げる条件その他次に定める参加資格要件を満たしていなければならない。

ア 十勝管内に本社又は支店・営業所を有し、十勝管内での納入実績があること。

イ 調達する物品と同等以上の性能・規模を有する物品の納入実績があること。

3 申請書及び資料の提出期間並びに提出場所

この制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、入札参加資格の有無について当組合の審査を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この制限付き一般競争入札に参加できない。

(1) 提出書類

- ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）
- イ 誓約書（別記第2号様式）
- ウ 類似物品納入実績調書（別記第3号様式）
- エ 契約に係る指名停止等に関する申立書（参考様式）

(2) 提出期間

この公告の日から令和8年10月14日（水）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

音更町農業協同組合 農業振興課（音更町大通5丁目1番地）

(4) 提出方法

持参すること。

(5) 入札参加資格の審査結果

申請書を受理した者には、令和8年10月15日（木）正午までに資格審査結果通知書をFAXにて送付する。

(6) 提出書類様式の入手方法

上記（2）の期間中、（3）の場所で配布する。

(7) その他

- ア 申請書及び資料の作成並びに提出に要する経費は、申請者の負担とする。
- イ 当組合は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

4 入札参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により当組合に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年10月15日（木）までの休日を除く午前9時から午後5時まで（※最終日は10月15日（木）は正午まで）

イ 提出先 上記3の（3）に同じ。

ウ 提出方法 持参による。

- (2) 当組合は、上記(1)の説明を求められたときは、令和8年10月15日(木)午後5時までに説明を求めた者に対し、書面をFAXにて送付する。

5 仕様書の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、仕様書を閲覧することができるほか、閲覧期間中、仕様書を複写することができる。

ア 閲覧期間 この公告の日から令和8年10月14日(水)までの休日を除く
午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 上記3の(3)に同じ。

ウ その他 複写を希望する場合は、紙面で交付する。

- (2) 仕様書に対する質問がある場合においては、書面で次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和8年10月14日(水)までの休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出先 上記3の(3)に同じ。

ウ 提出方法 持参による。

- (3) 当組合は、上記(2)の質問があったときは、令和8年10月15日(木)正午までに回答を記した書面をFAXにて送付する。

6 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札及び開札の日時 令和8年10月21日(水)
コンバイン 午後3時40分

- (2) 入札及び開札の場所 音更町農業協同組合 大会議室C
(音更町大通5丁目1番地)

(3) 入札方法

ア 入札書は持参すること。持参以外の入札は認めない。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効に関する事項

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 入札の中止等

(1) 入札者が1人の場合であっても入札を執行する。

(2) 入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用は、申請者の負担とする。

10 予定価格等

公表しない。

以 上